

杉並区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年6月30日

杉並区長

岸本 聡子

杉並区規則第68号

杉並区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

杉並区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年杉並区規則第66号）の一部を次のように改正する。

第1号様式（裏）及び第6号様式（裏）中「あてはまる」を「当てはまる」に、「障害者基礎年金等」を「障害基礎年金等」に、「80万9,000円」を「82万6,500円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第1号様式及び第6号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。